

各 県 立 学 校 長 殿
甲府市立甲府商業高等学校長

山梨県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

教職員の服務規律等の確保について（通知）

このことについては、平素から御配意いただいているところですが、県民の教職員に対する信頼を著しく損なう事案の発生が後を絶たないことは、極めて残念なことであります。

もとより教育公務員は、全体の奉仕者としての自己の使命を自覚し、その職責の遂行に全力で努めなければなりません。

つきましては、夏季休業を控え、次の事項について徹底が図られるよう、教職員に対する重ねての御指導をお願いします。

1 服務の厳正について

- (1) 教職員は全体の奉仕者としての自覚と誇りを常に堅持し、勤務時間の内外を問わず、法令違反に問われることがないように服務規律の保持に努めること。
- (2) 夏季休業中は生徒にとっては休業日であるが、教職員にとっては勤務日であることを十分認識し、校内はもとより、平素の行動等に十分留意し、県民の不信を招くことがないように服務の厳正に努めること。また、夏季休業中の職専免研修等の取扱についても十分留意すること。

2 体罰の根絶について

体罰は学校教育法第11条で明確に禁止されており、教員による体罰は、いかなる場合においても許されるものではない。「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(平成25年3月13日25文科初第1269号)」の周知を図り、適切な生徒指導に努めること。

3 交通事故・交通違反の防止について

- (1) 教職員の交通事故・違反の防止については、現在、各学校で取り組んでいる内容を再度確認・徹底するとともに、自動車等の運転に当たっては、常に時間や気持ちにゆとりを持ち、交通法規の遵守を心掛けること。
- (2) 飲酒運転の根絶に向けて、引き続き学校全体で徹底して取り組むこと。

4 個人情報の取り扱いについて

個人情報が記載されている文書やパソコン内のデータの取り扱いに留意し、個人情報の漏洩等がないよう、その管理に万全を期すこと。

5 学校施設等の安全管理について

- (1) 夏季休業中であっても、管理体制が手薄になることがないように、事前に校舎・校地・備品等の管理について十分検討し、綿密な管理体制を整えること。
- (2) 部室やプールについては、その利用の方法や物品の保管等について十分に生徒を指導し、施錠の確認等その管理を徹底すること。
- (3) 校長は、夏季休業中であっても、職員の動静を把握し、届出、報告、申請等の手続きに遅延・遺漏の生ずることがないように、適切に対応すること。
- (4) 危機管理マニュアルを再確認するなど、緊急時に即応できる体制を整えておくこと。

6 セクシュアル・ハラスメントについて

「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる学校内外における性的な言動をいい、わいせつな言辞、性的内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれにあたる。学校教育に携わる者が、児童・生徒を傷つけるような言動を行うことは、児童・生徒に取り返しのつかない心の傷を残すことになり、絶対に行ってはならない。管理監督者は、自らを律するとともに、教職員に対して、繰り返し指導すること。

7 パワー・ハラスメントについて

「パワー・ハラスメント」とは、職権などのパワーを背景に、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動をいう。管理職は、上司の言動によって部下が人格を傷つけられ、疎外感を抱き、心理的負担等を受け、ひいては心身の健康を損なう事があり得ることを十分に認識し、職場における正常な業務運営を図ること。

8 営利企業等への従事について

教職員が公務外の事務等に従事する場合は、地方公務員法第38条による「営利企業等の従事」又は教育公務員特例法第17条による「教育に関する他の事業・事務への兼職・兼業」の許可申請が必要であり、法令に沿った手続きを遵守すること。

9 学校閉庁日について

原則として8月13日から15日を県立学校の閉庁日として、生徒の校内での活動を禁止し、教員は年休等の取得等により、出勤しない日とする。閉庁日にあたっては、働き方改革の趣旨を踏まえて適切に実施すること。

10 令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果及び留意事項について 調査結果等を参考に、服務規律確保に向けた取組に努めること。

(【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00002.htm)

山梨県教育庁高校教育課
人事担当 055-223-1758